

## 熊本市物品売買等の契約に係る指名競争入札参加者等指名基準取扱い要綱

制定 平成13年11月20日企画財政局長決裁  
改正 平成20年9月19日市長決裁  
平成22年3月19日市長決裁  
平成22年10月8日契約検査室次長決裁  
平成24年3月29日総務局長決裁  
平成26年3月27日総務局長決裁  
平成29年3月24日総務局長決裁

### (趣旨)

第1条 この基準は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の12第1項の規定に基づき、熊本市の物品の売買契約又は修繕若しくは製造の請負契約（工事請負及び工事に付帯する契約を除く。以下これらを「物品売買等の契約」という。）に係る指名競争入札参加者等の指名について必要な事項を定めるものとする。

### (入札参加者の指名基準)

第2条 指名競争入札による参加者の指名は、契約の適正な履行を確保するため、別に定める熊本市物品売買（修繕）契約参加資格者に関する要綱第5条に規定する熊本市物品関係指名競争入札（見積）参加資格者名簿に登載された者（以下「有資格業者」という。）のうち、次の各号に掲げる事項を総合的に勘案して行うものとする。

#### (1) 不誠実な行為の有無その他信用状態

- ア 熊本市物品購入契約及び業務委託契約等に係る指名停止等の措置要綱（平成21年4月1日施行）に基づく指名停止又は回避期間中である者は指名しないこと。
- イ 熊本市が締結する契約等からの暴力団等の排除措置要綱（平成18年告示第105号）第3条第1号に該当する者は指名しないこと。
- ウ 消費税及び地方消費税並びに本市市税の滞納が判明し、当該状態が継続している場合など明らかに契約の相手方として不適当であると認められる者は指名しないこと。
- エ 営業に関し、法律上必要とする許可若しくは認可等の取消しを受けたとき、その営業の停止を命じられた場合等明らかに契約の相手方として不適当であると認められる者は指名しないこと。
- オ 不正又は不当な手段又は方法により、本市発注物品売買等の受注を図ろうとし、又は本市発物品売買等に介入を行おうとした者は指名しないこと。
- カ その他本市発注物品売買等の契約の相手方として不適切であると認められる事由がある者は指名しないこと。

#### (2) 経営状態及び労働環境の状況

- ア 銀行取引停止、主要取引先からの取引停止等の経営状態が著しく不健全であると判断される場合は、指名しないこと。
- イ 貸金不払いの状況があり、当該状況が継続している場合であって明らかに契約の相手方として不適当であると認められる者は指名しないこと。
- ウ 労働者の雇用及び労働条件の改善に取り組み、表彰を受けていること等労働福祉が特に優良である場合は、これを十分尊重すること。

#### (3) 安全管理の状況

安全管理の改善に関し、労働基準監督署等からの指導があり、これに対する改善を行わない状態が継続している場合であって明らかに契約の相手方として不適当であると認められる者は指名しないこと。

(4) 能力及び技術的適性

- ア 参加資格申請書に記載された業種や取扱い品目等により、その取扱いが可能な者を指名すること。
- イ 物品の購入契約において、製造会社又は販売会社の販売権（代理店、特約店、販売店等をいう。）を得ている者、又は当該取引が可能な者を指名すること。
- ウ 契約の性質又は目的により、その履行について法令の規定に基づく官公署の許可又は認可を必要とするものにあつては、当該許可又は認可を受けている者を指名すること。
- エ 製造の請負契約において、その性質上特殊な技術又は生産設備を有することが必要である場合においては、できるだけ当該技術又は生産設備を保有し、確保できる者を指名すること。

(5) 納入実績等の評価

過去に納入実績又は請負実績があり、良好な評価を受けるなど信頼性が高い者を指名すること。

(6) 所在地要件

指名の優先順位として、第1順位を市内業者（市内に本社を有する者をいう。）、第2順位を準市内業者（市内に営業所等を有する者をいう。）、第3順位を市外業者（市内に本社、営業所等を有しない者をいう。）とする。ただし、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）が適用される場合はこの限りでない。

（随意契約）

第3条 随意契約ができる場合において業者を選考するときは、前条の規定を準用する。ただし、市長が特に必要と認めた場合はこの限りでない。

附 則

- 1 この要綱は、平成13年12月1日から施行する。  
（下益城郡富合町の編入に伴う経過措置）
- 2 下益城郡富合町の編入の日前に同町において締結された契約については、本市が発注したものとみなしてこの要綱を適用するものとする。  
（下益城郡城南町及び鹿本郡植木町の編入に伴う経過措置）
- 3 下益城郡城南町及び鹿本郡植木町の編入の日前に旧下益城郡城南町及び旧鹿本郡植木町において締結された契約については、本市が発注したものとみなしてこの要綱を適用するものとする。

附 則（平成20年9月19日市長決裁）

この要綱は、平成20年10月6日から施行する。ただし、第2条第1号ア、イ、ウ及びオの改正規定は、平成20年9月19日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年3月23日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年10月8日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年3月27日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。